

岡山市特別職報酬等審議会設置条例

平成28年6月30日

市条例第35号

(設置)

第1条 議会の議員の議員報酬等の額について審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(諮問)

第2条 市長は、次条第1号から第4号までに関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会に諮問するものとする。

(所掌事項)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 議会の議員の議員報酬の額
- (2) 市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額
- (3) 市長及び副市長の退職手当の額
- (4) 政務活動費の額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(組織)

第4条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、必要の都度、学識経験者、市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から諮問事案に係る審議が終了するまでの間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員が

その職務を代理する。

(会議等)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

5 審議会は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

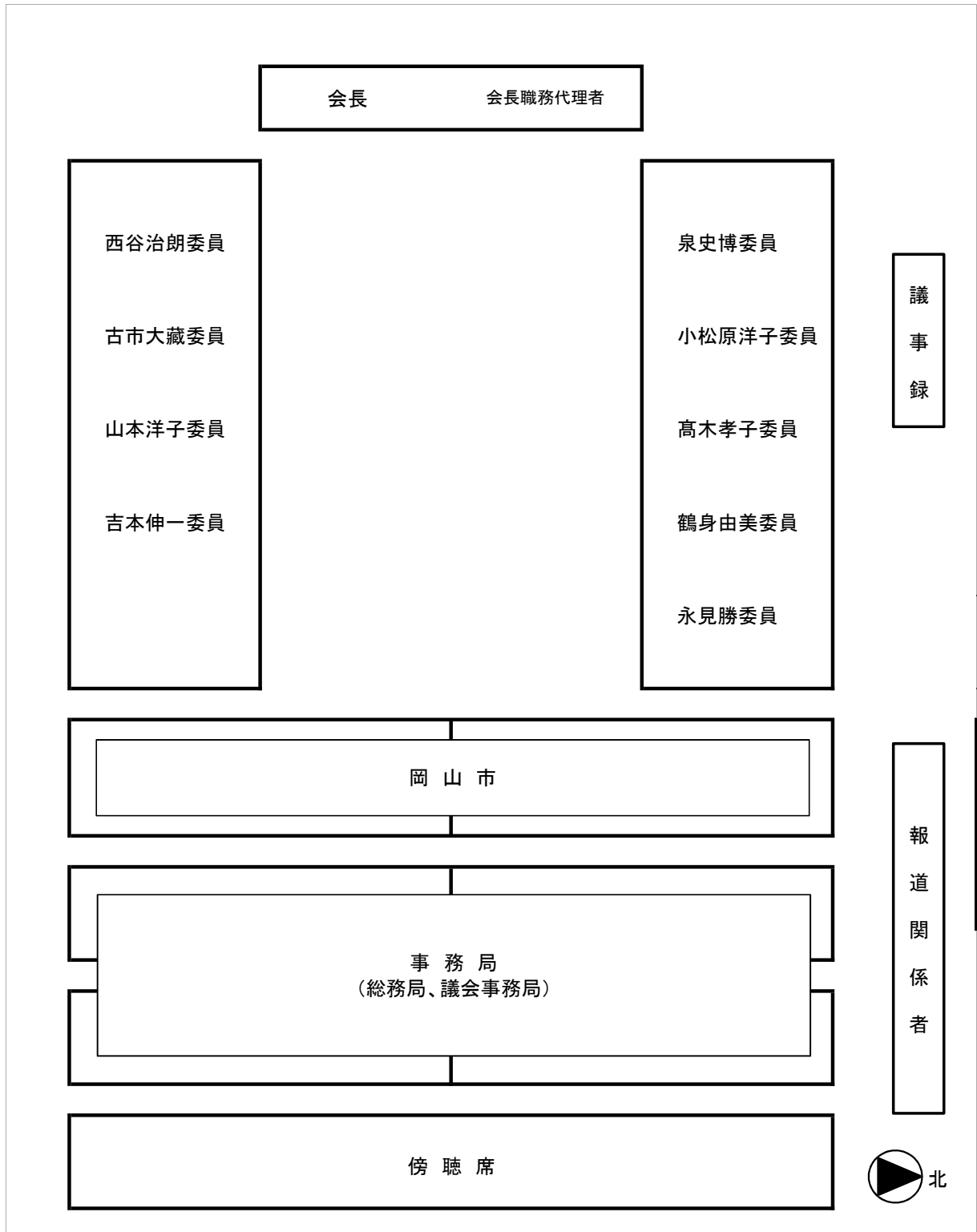
## 岡山市特別職報酬等審議会 委員名簿

氏名	役職名
いずみ ふみひろ 泉 史博	株式会社中国銀行相談役
こまつばら ようこ 小松原 洋子	岡山市連合婦人会副会長
たかぎ たかこ 高木 孝子	ノートルダム清心女子大学学長
つるみ ゆみ 鶴身 由美	岡山弁護士会弁護士
ながみ まさる 永見 勝	岡山市連合町内会副会長
にしたに じろう 西谷 治朗	株式会社山陽新聞社総務局長
ふるいち だいぞう 古市 大藏	岡山商工会議所副会頭
やまもと ようこ 山本 洋子	岡山大学副学長
よしもと しんいち 吉本 伸一	連合岡山岡山地区協議会議長

平成28年度  
第1回岡山市特別職報酬等審議会 配席表

日時:平成28年9月7日(水)10:30~12:00

場所:本庁舎3階第3会議室



資料④

岡 給 第 2 5 3 号  
平成 2 8 年 9 月 7 日

岡山市特別職報酬等審議会  
会長 様

岡山市長 大 森 雅 夫

政務活動費について（諮問）

岡山市特別職報酬等審議会設置条例第2条及び第3条第4号の規定に基づき、  
政務活動費の額についてご検討くださいますよう諮問いたします。

## 政務活動費の現状と課題

### 1 政務活動費とは

地方公共団体が、地方自治法及び条例の定めるところにより、その議会の議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するため、必要な経費の一部として交付することができる金銭的給付で、政務活動に要する経費以外のものに充てることは認められない。

議員報酬が、議員の職務遂行に対する給付であるのに対し、政務活動費は調査研究等のための経費の一部を助成する補助金的性格を持つ。

### 2 現状

岡山市の場合は、会派に対し、議員1人当たり月額135,000円を交付している。

平成19年以降、領収書等証拠書類の写しの添付を義務付けるとともに、「政務活動費の運用指針」により、各会派とも同一の運用を行うこととし、さらに収支報告書のホームページでの公開など、現在まで透明性の確保に向けたさまざまな取り組みに努めている。

### 3 課題

市政の高度化、多様化に伴い、市政の調査研究等の議員の政務活動の範囲も多岐にわたり、調査内容の高度化も求められている。さらに、市民に広く市議会を理解していただくためには、広報費や広聴費などの経費の充実も必要であるが、現状は必ずしも十分な金額とはなっていない。

### 4 対策・要望

岡山市は中核市、政令市と飛躍的に発展を遂げ、行政課題が増大する中、交付額の135,000円は平成4年4月以降変更されず、政令市20市中、下から2番目に低い金額のままである。さらに、議会改革の一環として、平成27年4月の市議会議員選挙から議員定数を削減（6人減）したため、一人ひとりの議員の責任や負担は増大している。

平成27年度の政務活動費の執行率は、ほぼ100%に達しており、今後も広報費・調査研究費などを中心に執行額が不足することが見込まれることから、今回、政務活動費の増額をお願いするものです。